

第1回受動喫煙防止対策専門部会 議事録

日 時 平成31年3月11日(月) 15:00~17:00

場 所 かでる2.7 1050会議室

出席者 別添出席者名簿のとおり

1 開 会

(1) 挨拶(辻副知事)

ただいまご紹介のありました道の副知事の辻でございます。

第1回受動喫煙防止対策専門部会の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、本当に御多忙にも関わらず、ご出席をいただきましてありがとうございます。各委員の皆様には、日頃から北海道の保健福祉行政の推進に格別のご理解、ご協力をいただいております事に心から感謝を申し上げます。

さて、受動喫煙対策につきましては、望まない受動喫煙の防止を図る観点から昨年7月に健康増進法が改正されるなど、その対策が強化され、また道議会においても受動喫煙ゼロの実現を目指す決議が全会一致で採択されたところでありまして、北海道といたしましては、道民の皆様の健康を守り、その増進を図っていくための本道にふさわしい条例を制定しなければならない、こういったものというふうに考えております。

また、本道を訪れる外国人観光客が年々増えております。道では2020年度までに500万人という目標を掲げておりますが、今年はラグビーのワールドカップまたG20の観光大臣会合こういった事も予定されておりまして、多くの方々がこの北海道を訪れます。

しかし、残念ながら本道の喫煙率は全国的にも最も高く、また受動喫煙防止対策につきましては、健康増進を図る事はもとより、道外、海外からのお客様を北海道のおいしい空気という事でお迎えするためにも、その対策が促進される事が重要ではないかと考えております。

本日は条例制定に向けた検討のまさにキックオフという事になりますけれども、皆様方にはそれぞれのお立場から受動喫煙の防止に対する効果的な対策も含めました様々な面に関する忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げます、簡単ではございますが開催にあたりましての私の挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願い申し上げます。

(2) 委員の紹介

事務局から委員の紹介。

(3) 出欠の連絡

事務局から委員の出欠について報告。

2 部会長の選任について

事務局から提案し、異議なし。

部会長：大西 浩文 委員（札幌医科大学医学部）

3 議 題

（1）改正健康増進法による受動喫煙対策について

・資料1に従い、概要を説明。（佐土主査）

【質疑等】

特になし。

大西部会長：

改正健康増進法に関して、広く普及啓発するということも取組のひとつになるのではないかなと考えております。とくにご質問等なければ次に進みたいと思います。

（2）北海道の現状について

① 北海道健康増進計画～すこやか北海道 21～ たばこ対策推進計画について

② 受動喫煙防止条例（仮称）に関する要望等について

③ その他（外国人観光客等）

・資料2-1～2-3に基づき、概要を説明。（菊地主幹）

【質疑等】

特になし。

大西部会長：

北海道の健康課題としてのがんの死亡率ですとか、あるいは喫煙率の高さですとか、そういった現状がある中で受動喫煙防止条例の制定に向けての要望も様々、機運が高まってきたところです。また、北海道の抱える問題として外国人観光客がこれから増加していく中で、きれいな空気を守っていくにはどうしたらよいかという観点も加わってくるかと思っています。

（3）他県の条例について

・資料3に基づき、概要を説明。（佐土主査）

【質疑等】

加藤特別委員：

飲食店の小規模飲食店新設の所は、元々の健康増進法ではどういう解釈をしていて、新設はどういう扱いになるんですか。新設はすべて改正健康増進法に基づくんですか。

事務局：

そうです。その通りとなります。

加藤特別委員：

そうしたら、都道府県によって扱いは原則そうなりますよね。ちょっと差があるように見えたんですけど都道府県の扱いが。新設に対して禁煙または分煙とか神奈川県とかなっていますよね。

事務局：

そうですね。神奈川県についてはそうですね。兵庫は、現在は改正を検討しているという事ですね。

加藤特別委員：

本来、新規に関しては静岡、山形みたいな姿勢が正しいということ。

事務局：

新規に関しては静岡、山形も新規に関しても喫煙等の表示は求めていくというものになっております。

加藤特別委員：

それは、逆に趣旨に本来沿ったものである。

事務局：

そうですね。

大西部会長：

ほかにご質問等ございますか。

吉澤特別委員：

はなはだ不勉強で申し訳ないんですけど、健康増進法で禁煙の規制がされているわけですけども、条例で神奈川をはじめ東京ですとか兵庫、静岡、山形の状況をご説明いただきましたけどれも、法律の規制をさらに強化するだとか規制を緩めるだとかと言う事は、条例でできるという理解でよろしいのでしょうか。法律と条例の関係はどういうふうに理解すればよろしいのでしょうか。

事務局：

先ほどの加藤先生のご質問にもつながるかと思うんですけども、こちらの資料3の作りが、国は昨年7月25日に公布した法律で、神奈川県と兵庫県については法律改正の前に独自に取り組みされていた条例の内容になっております。見かけ上、国よりかなり緩いと言うのは、公布の時期が違うためです。したがって、兵庫県は、法律を踏まえた条例の改正について、現在検討されているという状況です。

各県においては、法律の上乗せの規定をどのように考えるかという事で先ほど主査から、ご説明しましたような努力義務とか責務の位置づけというようなところの、各県の独自の内容となっているかと考えております。

大西部会長：

ほかにご質問等ございますか。ないようでしたら次の議題に進みます。

(4) 今後の検討について

① 条例制定の必要性について

・資料4-1に基づき、概要を説明。(築島がん対策等担当課長)

大西部会長：

ご説明ありがとうございました。

条例制定を、どういう必要に基づいて行っていくか、また、各都道府県での条例のご説明、先ほどありましたが、北海道らしい条例にするにはどういった点を盛り込むべきかという所にも繋がると思うんですけれども、ただ今のご説明にご質問、ご意見等がございますでしょうか。

【質疑等】

特になし。

大西部会長：

ないようでしたら、ここから意見交換という形で、まず3点につきまして何か表現等について修正、追記等、必要ではないかといったご意見がございますでしょうか。

【質疑等】

特になし。

大西部会長：

では、この3点以外に新たな視点で、今後の必要性について、という事で追記すべき新しい観点、4つ目の観点などご意見いかがでしょうか。

【質疑等】

特になし。

大西部会長：

それでは、本部会としては、これらの必要性を鑑みて、本道の実情に応じた受動喫煙防止に関する条例を制定して、取り組みを推進していく事が必要と言う事で取りまとめたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

② 条例検討の進め方について

・資料4-2に基づき、概要を説明。(築島がん対策等担当課長)

大西部会長：

まず、はじめに今のご説明に対して全体を通してご質問、ご意見等ございませんか。

加藤特別委員：

詳しくないので教えていただきたいんですけれども、やっぱりキーになるのは飲食店関係者ですね。生活衛生同業組合から選定というのが理解できないんですけど、教えていただきたい。どういう業者があるのか。

事務局：

生活衛生同業組合様、今日来ていただいているので、もしかしたら間違えていたら後で

修正お願いしたいんですけども、組合員の方が飲食店で1つではなくて喫茶ですとか、色んな種類の組合さんがあるという中で、この後ご相談させていただいて、飲食店の組合さんの中で協力していただければそうな所にヒアリングをお願いしたいと予定しております。

加藤特別委員：

大体の業者が含まれていると考えていいんですか、飲食店としては。

事務局：

その点につきましては逆に なりまして、本日お越しただいてます古川委員の所が連合会と言うかたちで、色んな団体が含まれているという形です。

ヒアリングの方は、自分の所の業種のご意見を言うていただくという事になるので、かならずしも網羅的なものではないかもしれませんが、ある意味、生の声を聞かせていただく機会となるかと思えます。

他の団体様につきましては、この後パブリックコメントの中で意見を聞く機会があるかというふうに考えております。

加藤特別委員：

わかりました。網羅的ということをお求めてはいないんですけど、要するに代表的な所はつかめるんですね。

大西部会長：

古川委員の方から、何か追加などはございますか。

古川特別委員：

追加ではないですけど、生活同業組合の事務局長をしています。古川です。なかなか生活衛生同業組合と皆さん、表現的にはなじみがないのかなと。ただ、皆さんが日常生活で極めて深い関係のある営業でございまして、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」がございまして、この法律に基づきまして、設置をされている組合、法律の中では18業種定められているんですが、道内では13業種、13組合がございまして。理容、美容、興行映画館等、クリーニング、公衆浴場、旅館、ホテル、この他に飲食関係で7業種で麺類、食肉、すし、喫茶、中華、社交、料理というかたちで13ございまして。

年々組織率が低下しておりまして、現在8000くらい事業者さんがそれぞれの組合に加入をさせていただいておりまして、営業の振興は勿論なんですけれども利用者さんに対する衛生設備の改善ですとか、そういった普及、啓発を含めて目的に活動している所でございまして。以上でございます。

大西部会長：

ありがとうございます。そういう意味では、1団体と言うよりは複数選定されて、ご意見を伺う事ができるという事でよろしいですか。

古川特別委員：

そうですね。ヒアリングの部分でいくと私共、連合会と言う事で13組合の連合体の組織なんですけれども、今申し上げたとおり飲食店に限らず、色んな生活衛生に関する事業者さんの連合体なんです、それで、それぞれの取り組みによってもまちまちですし、これまでも業界、業者さん毎に様々な取り組みを実施してきている所でございまして、受動喫煙の推進という所では全然異論がない所でございます。

ただ、法律の改正法の制定を2月に具体的な施行令、具体的な基準ですとかそういったものが示された所でございまして、私共も中央会から得た情報も含めて組合の方に周知をした所でございまして、具体的な内容は途中、途中でそれぞれ情報はいただいているんですが、完全に施行令と伝わったのが2月に入ってからという事でございますので、連合会として、なんらかの意見集約ですとか、今後の対応の方向を議論したという結果は、実はない。ないというか、時間的問題もあってできてないという実情でございます。

そういった意味で、事前に道の方から調整をいただいた時には、ヒアリングが連合会からのヒアリングでは、足りないのではないのでしょうかと、飲食店、業種によっても対応まちまちですし、意見もそれぞれございますので、当然、今回の改正健康増進法にどうやって対応していくのか、お店それぞれの経営方針もございますので、完全に禁煙にしていくのか、喫煙室を設けて分煙という形式をとるのか、喫煙可能室を設けるのか、お店の経営方針によっても、まちまちですので今後それぞれ検討されていくんだろうというふうに思っております。私共が周知できる事とすれば、法律はこういうふうに改正されましたよと周知をしていくと、そういう整備をしていくためにはこんな助成金制度もありますよという周知をしていき、受動喫煙、望まない受動喫煙を防止するために皆で協力していきましょうねと言うのは統一できるんだと思うんですけれども、それぞれの対応というのは、それぞれのお店が基本になっていくのかなと思っております。

今、日程を見せていただくと4月下旬にはヒアリングという事でございますが、今いただいたヒアリング項目案は、基本的には議会議員の会で作成しております、受動喫煙防止に関する条例案がベースになっているというふうに理解をさせていただきました。北海道は大変広うございますので、各組合の本部は札幌にあるんですが、組合員は全道各地にあります。意見集約するなり、意見を求めるにしてもそれなりに日数が必要なのかなという所でいくと、なかなか4月下旬というのはスケジュール的にも厳しいのかなと思っておりますけれども、なるべく開催のご案内ですとか、意見集約の項目、今お示しをいただいたものがベースとなるんだろうなと思っておりますけれども、そういったものを早急にヒアリング対象となる団体に対してお示しをしていただくという様な事が重要となるのではないかと思っております。

大西部会長：

ありがとうございました。他に何かご質問等はございますか。

今のお話にも関係しますが2番の意見聴取の対象者案ですけれども8団体になっておりますが、ここに何かを追加してはいかがか、という様なそういった団体等、何かご意

見ございますか。

【質疑等】

特になし。

大西部会長：

なかなかタイトなスケジュールなので、これ以上できるかという難しい部分もあるんですけども、比較的幅広い団体の方に意見を聴取する機会は設けられるかと考えてますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。一応この8団体には意見をお伺いする事になるかと思えます。

もう一点ご意見いただきたい所は資料4-2になりますけれども、ヒアリングの項目でありまして、条例案としてはここまでの対応を求める方向性で考えていますよ、という情報をもとにそれぞれの関連の団体の方においては、そこまで求められると、なかなか厳しい現状があるというご意見もあるでしょうし、また、それでは不十分ではないか、もっと北海道としては、厳しくやっていった方がいいんじゃないかといったご意見もおそらくあると思うのですが、聴き方としてはあまり細かい項目ごとにご意見求めるとなるとご負担もあるかと思えますので、こういった形でいくつか大まかに領域を分けてご意見をいただくという形で、この案ができていると思うんですけども、こういったヒアリングの内容という事でよろしいでしょうか。何か他にこういった点を追加しては、いかがかと言うご意見はないでしょうか。

【質疑等】

特になし。

大西部会長：

よろしいでしょうか。比較的自由記載のようなかたちの欄にはなっておりますので、ヒアリングの前にまず資料として提出していただいて、この内容に基づいて実際にヒアリングの方で忌憚のないご意見をいただくというかたちになるかなと思います。

大島特別委員：

今の資料4-2のヒアリング項目と資料の立て付けについては理解したんですけども、具体的にこれを記載する際と考えた時にですね、例えば「改正健康増進法に基づく改正法の認知度・対応及び今後予想される影響・効果」については、改正法を踏まえた上でその団体が、今後推進していく影響なり効果を取りまとめるという形でよろしいでしょうか。

事務局：

事務局案としては、ご意見のとおり趣旨でございます。この欄を作った目的としましては、先ほど古川委員の方からありましたとおり、改正法の情報が昨年7月に大卒が決まって先月2月に詳細がでたばかりという所で、各団体の方で、法律でこれから取り組まなければいけないという状況をどのくらい認知されているのかということ、団体さんの認知度もあるかもしれませんし、団体の加盟事業者まで伝わっているのかとかですね、

そのあたりも実情も踏まえた上でさらに道の条例に求めるものというふうに二段に分けて記載していく事が、道として条例を定める所の今後の論点の取りまとめに有益ではないかなというかたちでこの様に提案させていただきました。

大島特別委員：

承知しました。そうしますと、「改正法による対応の他、道の条例に求めるもの」という所につきましては、左側の改正法の部分の論点を踏まえた上で道の条例制定に向けた対応という事の意見を述べれば良いという事でよろしいですね。はい、承知しました。

大西部会長：

ありがとうございました。枠組みの中では細かく分かれていないので、それぞれ何かここには、こういう様な趣旨で記入お願いいたします、というような記入例ではないですけれども、こういった点について特にご意見をいただきたい、と言う説明文の様なものを付けて依頼をされるといいのではないかなと思います。

事務局：

ありがとうございます。記載方法について用意したいという事と、適宜、団体様の質問を受け付ける体制で両方やっていきたいと思っております。

大西部会長：

ありがとうございます。その他にはございますか。よろしいでしょうか。

では、今いただいたご意見を含めてちょっとタイトなスケジュールではありますけれども、スケジュール案に沿って今後の作業を進めて参りたいと思っております。

では、最後になりますけれども、次第「4 その他」ですけれども出席者の皆様から何か、全体を通してでも結構ですけれども、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

4 その他

【質疑等】

特になし。

大西部会長：

それでは、事務局の方から連絡事項等ございますか。

事務局：

先ほど、今後のスケジュール想定で説明いたしました、4月にヒアリングの開催を2回予定しております。先日、委員の皆様方の4月のご予定をお伺いしておりますので、ヒアリング団体との日程調整後、改めて日程をお知らせさせていただきます。年度初めのお忙しい所とは存じますが、ご出席の方どうぞよろしくお願いいたします。事務局からは以上となります。

大西部会長：

ありがとうございます。これで、本日、予定しておりました議題は全て終了いたしました。ご協力いただきまして、誠にありがとうございます。それでは、進行は事務局の方にお返しいたします。

辻副知事：

私の方から付け加えさせていただきたいと思います。

本当に、本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。事務局からの説明にもありましたように、かなりタイトなスケジュールの中でご協議いただくということで、ご迷惑をおかけするかと思いますけれども、この条例の必要性というところで、こういった北海道の大きな課題、それから健康増進法の体制というものをどうやって更に浸透させるか、そうして北海道らしいものについて、私共としても知恵を出しながら作っていきたいと思っております。

ぜひ、忌憚のないご意見、それから併せて色んなアドバイスをいただければと思っております。新しい試みでも色んな取り組みがあると思っております。そういった所も含めて、ぜひご協力いただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

事務局：

大西部会長におかれましては、円滑な議事進行を務めていただきありがとうございます。ありがとうございました。

それでは、これを持ちまして、第1回受動喫煙防止対策専門部会を閉会いたします。

本日は、どうもありがとうございました。